

2025年度

札幌市 ゼロエミッション自動車 購入等補助制度

札幌市はみなさんのエコを応援します

電気自動車、燃料電池自動車の
購入を予定している方に
旧年式車両からの乗換を促進し
自動車による環境負荷を減らしていくための
補助制度を運営しています。

補助対象者

札幌市民
個人事業主
事業者
リース事業者

本補助制度では、プラグインハイブリッド自動車やハイブリッド自動車は対象外です。

申請書・実績報告書の
送付先及びお問い合わせ先

送付先

〒065-0012 札幌北十二条郵便局留め「札幌市ゼロエミッション自動車購入等補助制度受付係」

お問い合わせ
電話番号

☎011-700-0699「札幌市ゼロエミッション自動車購入等補助制度受付係」

【受付時間】平日午前10時～午後5時半まで（土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付していません）

※郵送時の注意：郵便局留めのため、日本郵便以外の発送サービスは使用できません。

補助対象車種、充電設備の要件及び補助額

燃料電池自動車



要件

- 搭載された燃料電池によって発電した電気により、駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているもの
- **補助額:定額50万円**

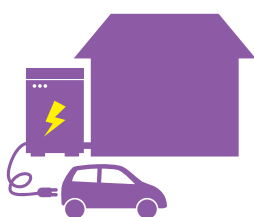
電気自動車



要件

- 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているもの
- **補助額:電気自動車(EV) 定額10万円 軽電気自動車(軽EV) 定額5万円**
電気自動車(EV)の高額車両(値引後の車両本体価格が税抜840万円以上 ※ただし、バス及びトラックは除く。)は補助対象外。

V2H充電設備



要件

- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車に蓄えられた電気を家で使用する、または電気自動車やプラグインハイブリッド自動車を充電するための装置
- **補助額:本体購入価格(値引後税抜)の3分の1(上限15万円)**

集合住宅への 基礎充電設備



要件

- 集合住宅の管理組合、集合住宅の所有者、使用権原を有する者などが、車両保管場所に設置する充電設備であって、次に掲げるもの
 - ・普通充電設備
 - ・充電用コンセント
 - ・充電用コンセントスタンド
- **補助額:札幌市以外から受けようとする補助又は助成の額と補助対象経費の差額に2分の1を乗じて得た額(1基あたり上限 15万円)**
※集合住宅1ヵ所当たり最大5基まで補助対象となります。

補助対象自動車の補助額・補助上限が1.5倍となる場合

①補助対象自動車1台を購入するにあたり、ゼロエミッション自動車以外の高年式自動車(登録等を受けた日(軽自動車については車両番号の指定を受けた月)から起算して13年を超える自動車)を補助金の交付を受ける年度内に抹消登録等する場合

②ゼロエミッション自動車とV2H充電設備の両方を1台ずつ同時に交付申請する場合

③ゼロエミッション自動車の使用の本拠となる住宅や事務所で再エネ100%電力プラン(※)を契約する場合

※「再エネ100%電力プラン」とは、「さっぽろ再エネ電力公表・認定制度」の参加小売電気事業者が提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギー電力の比率が100%の電力メニューのことをさします。自動車登録日の前日までに当該プランを契約している必要があります。

「さっぽろ再エネ電力認定・公表制度」についてはホームページをご確認ください。

(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/rechange/ninteikouhyo/plan.html>) ➡



補助対象となる登録年月日及び設置年月日

対象自動車及び対象設備	登録年月日・設置年月日
ゼロエミッション自動車	自動車検査証の登録年月日が2025年(令和7年)2月19日(水)から2026年(令和8年)2月18日(水)まで
V2H充電設備	2025年(令和7年)2月19日(水)から
基礎充電設備	2026年(令和8年)2月18日(水)まで

注意点

●補助対象経費は、補助対象自動車等の値引後の税抜本体価格に相当する費用に限ります。
(基礎充電設備については、充電設備の購入費及び設置工事費の値引後の税抜額)

●補助額は、千円未満の端数が生じた場合、切り捨てとなります。

※先着順に受付を行い、申請額が受付予算に達した段階で募集を終了します。

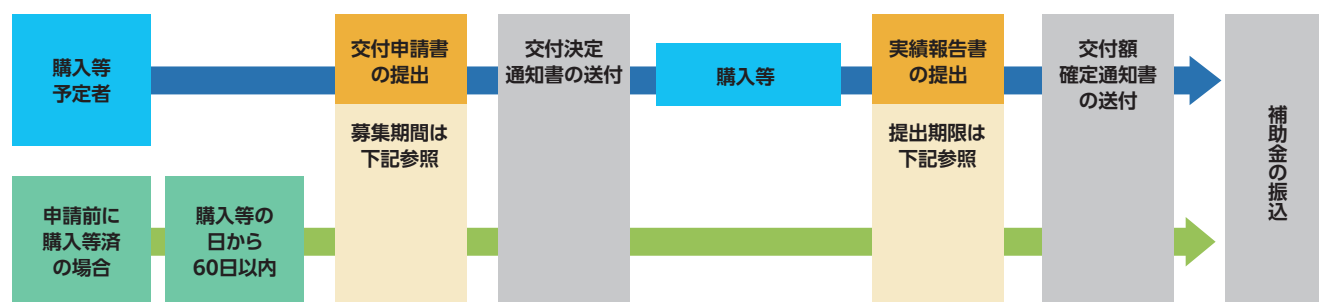
補助制度の概要・手続きの流れ

補助対象者

以下の要件を満たす『札幌市民(個人事業主を含む)』『国等を除く法人』
『これらの者に補助対象自動車等を貸渡ししようとするリース事業者』

- 札幌市税を滞納していない者
- 申請時点で札幌市内で原則1年以上引き続き同一の事業を営営する事業者(法人・個人事業主)
- 本補助を受けて購入した車両又は設備を財産処分制限期間を超えて使用する者
- 補助対象自動車等について札幌市の他の補助金の交付を受けていない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でない者

申請から補助金交付までの流れ



交付申請の募集期間及び必要書類

募集期間：2026年(令和8年)2月28日(土)まで ※当日消印有効

なお、ゼロエミッション自動車またはV2H充電設備の購入後、並びに基礎充電設備の設置後の申請は、当該購入等又は設置の日から原則60日以内となります。

提出書類：1. 車両・V2H充電設備の申請は交付申請書の他に、様式第1号別紙1の提出が必要となります。

2. 基礎充電設備の申請は交付申請書の他に、様式第1号別紙2の提出が必要となります。

実績報告書の提出期限

下記のいずれか早い日までです。

1. 補助金交付決定通知書が発行された日の翌日から起算して60日を経過する日
2. 補助金交付決定通知を受けた年度の3月23日

※リース事業者で交付決定通知後に購入等する場合は、下記のいずれか早い日までです。

1. 購入等の日の翌日から起算して60日を経過する日
2. 補助金交付決定通知を受けた年度の3月23日

実績報告書の必要書類

提出期限までに実績報告書(様式第5号)と下記の書類を添えて実績報告書の送付先まで提出して下さい。なお、提出書類は申請者の区分等によって異なりますので、ご注意ください。提出方法は、郵送(当日消印有効)のみとなります。

区 分	提出する書類	
事業者 (法人)	・現在事項全部証明書又は、履歴事項全部証明書の写し	
事業者 (個人事業主)	・開業届の写し	
市 民	・住民票の写し(コピー可)又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、マイナンバーカードの表面の写し	
リース事業者	・現在事項全部証明書又は、履歴事項全部証明書の写し (リース事業者及び、使用者が法人の場合には使用者のもの) ・開業届の写し(使用者が個人事業主の場合には、使用者のもの) ・住民票等の写し(コピー可)(使用者が市民の場合には、使用者のもの)	
共 通	共 通	・見積書(本体価格及びその値引きの額等が明記されているもの) ・補助金振込先(銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号)が確認できる書類 ・札幌市以外から受ける補助金の交付額が分かる書類(交付決定通知等) ・その他市長が必要と認める書類
		車両を購入する場合
		車両を所有権留保付ローン購入する場合
		V2Hを購入する場合
	リース事業者が貸渡するために購入する場合	・V2H充電設備の写真及び保証書の写し ・V2H充電設備設置場所付近の見取り図 ・V2H充電設備を申請者(リースの場合は使用者)以外が所有する土地又は建物に設置する場合、その土地若しくは建物における、所有者の設置承諾書(原本)及び賃貸借契約書等の写し
		再エネ100%電力プランを契約する場合
		登録を受けた日から起算して13年を超えた自動車の登録を抹消する場合
	・当該電力需給契約を締結していることがわかる書類の写し ・自動車の抹消登録を証明する登録事項等証明書などを提出すること	

基礎充電設備に関わる実績報告に必要な種類は、ホームページにてご確認ください。

(https://www.city.sapporo.jp/kankyo/zidousya_kankyo/jisedai_hojo.html) ➡



財産処分の制限

本補助制度により購入等を行ったゼロエミッション自動車等を札幌市ゼロエミッション自動車購入等補助要綱に定める財産処分の制限期間内に処分する場合は、あらかじめ札幌市の承認を得る必要があり、使用期間に応じて補助金を返還していただきます。(財産処分制限期間は、市民・事業者問わず、車両は4年、V2H充電設備及び基礎充電設備は5年です。)

申請書・実績報告書の
送付先及びお問い合わせ先

送付先

〒065-0012 札幌北十二条郵便局留め「札幌市ゼロエミッション自動車購入等補助制度受付係」

お問い合わせ
電話番号

☎011-700-0699

「札幌市ゼロエミッション自動車購入等補助制度受付係」

【受付時間】 平日午前10時～午後5時半まで(土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付していません)

※郵送時の注意: 郵便局留めのため、日本郵便以外の発送サービスは使用できません。

Q & A よくある質問

Q 1 電気自動車とV2H充電設備の同時購入を申請すると、どれだけ補助額に差が出るのでしょうか？

V2Hの補助金額は変わりませんが、電気自動車の補助金額が1.5倍になります。

Q 2 電気自動車2台、V2H充電設備1台を導入した場合、電気自動車の補助金額は1.5倍になるのでしょうか？

電気自動車及びV2H充電設備を1台ずつ同時に申請した場合のみ、電気自動車の補助金額が1.5倍になります。そのため、今回のケースでは、電気自動車1台分のみが補助金額1.5倍になります。

Q 3 プラグインハイブリッド自動車やハイブリッド自動車は補助対象でしょうか？

本市の補助制度の補助対象外となります。また、メーカーによってPHEVやEHEVなどの様々な名称での問い合わせがありますが、本市の電気自動車の補助については内燃機関を搭載していない電気自動車のみが補助対象となります。

Q 4 レンタカーは本制度の補助対象でしょうか？

レンタカーについては、申請した本人が直接使用することができないため、補助制度への申込はできません。

Q 5 ミニカーは補助対象でしょうか？

ミニカーは第一種原動機付自転車に該当し、車両ではないため補助対象外となります。

Q 6 国等の補助金を受領した場合、受領したことを証明する書類の提出は必要でしょうか？

本市から交付する補助金額から国等から受領する補助金額を控除するため、提出が必要となります。

Q 7 電気自動車はリースで導入し、V2H充電設備を事業者が購入とした場合、電気自動車とV2H充電設備の同時申請に該当するのでしょうか？

この場合には、電気自動車の補助申請者がリース事業者、V2H充電設備の補助申請者が事業者となり、それぞれの申請者が異なるため電気自動車とV2Hの同時申請には該当しません。

Q 8 交付決定通知を受領した後に、V2H充電設備の本体価格が変更になった場合、どうしたらよいでしょうか？

本体価格が変更になり、補助金額に増減が発生する場合には変更等認証申請書の提出が必要になります。

Q 9 国の自動車に係る補助制度について教えてください。

国の自動車に係る補助金制度については、次世代自動車振興センター(0570-001-136:自動車に関すること、0570-000-299:充電設備に関すること)に問い合わせてください。

Q 10 建売住宅にV2H充電設備を設置する場合、本補助制度の補助対象になるのでしょうか？

この場合のV2H充電設備は補助対象になります。ただし、建売住宅を購入し、V2H充電設備の所有者の名称変更を実施した後に、本補助制度への申請をする必要があります。

Q 11 国等を除く法人又は個人が本補助制度の対象者となっていますが、国等の定義を教えてください。

「国等」とは、国、地方自治法第157条に規定する公共的団体等、地方税法(昭和25年法律第226号)第294条第7項に規定する公益法人等、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第5号から第7号に掲げる法人、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第22条に規定する出資団体等、その他市長が特に公共的性格を有すると認める団体のことです。

Q 12 車検証上の使用者と本補助金の申請者が異なる場合には、申請は可能でしょうか？

本補助制度を利用する場合には、使用者と申請者が同じである必要があります。ただし、所有権保留付きローン購入などの割賦購入による車両等の導入及び、リース契約を用いた車両等の導入の場合に限り、使用者と申請者が異なっても申請可能です。

Q 13 同一価格の同一車種を複数台導入する場合、見積書を導入台数分だけ添付しなければならないでしょうか？

発行される見積書が全く同じ場合には、見積書を1通のみを添付するだけで構いません。ただし、申請書の別紙は申請する台数分を申請する必要があります。

Q 14 申請者が個人事業主の場合には開業届の写しを提出する必要がありますが、手元に開業届がありません。どうしたらよいでしょうか？

手元に開業届がない場合には、お近くの税務署を通じて開業届の再発行手続きを行い、開業届の写しを提出して下さい。

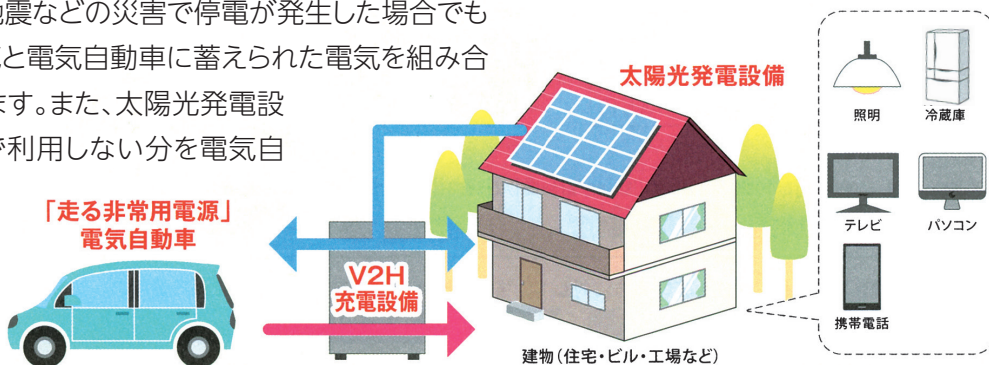
Q 15 要綱の交付要件に「札幌市税の滞納がないこと」とありますが、納税証明書の提出は必要でしょうか？

不要です。補助金交付申請書の裏面にある誓約事項にご同意いただくことで、札幌市税に滞納がないことについて確認しています。

太陽光発電と電気自動車(EV)を活用したライフスタイル

次世代自動車がバックアップ電源になり、もしもの時も安心

V2H充電設備を用いることで、地震などの災害で停電が発生した場合でも太陽光発電設備で発電した電気と電気自動車に蓄えられた電気を組み合わせ、電化製品等を使用できます。また、太陽光発電設備で発電した電力のうち、建物で利用しない分を電気自動車に蓄え、必要な時に建物内の電力として利用することで電気代を節約することもできます。



※V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)充電設備は電気自動車などに搭載された蓄電池から家庭に電力を供給するために必要な設備です。